

第十六回
国会

参議院地方行政委員会會議録第二十三号

昭和二十八年八月六日(木曜日)午前十一時十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君
館 哲二君

委員

西郷吉之助君
高橋進太郎君
長谷山行毅君
小林 武治君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
松澤 兼人君
加瀬 完君
床次 徳二君

衆議院議員

郵政大臣 塚田十一郎君

政府委員

国家地方警察本部長官 斎藤 昇君
自治政務次官 青木 正君
自治庁財政部長 武岡 憲一君

本日、の会議に付した事件

○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査の件
(日産化学工業株式会社鏡工場労働争議事件に関する件)

○委員長(内村清次君) では只今から地方行政委員会を開会いたします。斎藤国警長官から発言を求められておりますから発言を許します。

○政府委員(斎藤昇君) 日産化学の鏡工場の事件に關しまして、国警本部と熊本本部との間の連絡不十分から、当委員会におきまして御調査に相成りました御真意と異なつたような記事が熊本日日新聞に出まして、当委員会に御迷惑をおかけいたしました点は、お詫びを申上げる次第であります。

四日の当委員会におきまして私が申し上げました通り、四日の夕方熊本本部の本部の隊長を電話で私が呼び出しまして、この事件に關しまして次のように私は言い渡したのであります。日産鏡工場の肥料積み出しに際して、警官隊が出動し、実力行使をした事件を調査中の参議院地方行政委員会は、去月二十七日に調査を一応打ち切つたのであるが、警官隊の出動、実力行使については、これが正当であつたとも不法であつたとも、結論は出されたいものではなからう。国警長官としては、警官隊の出動と実力行使は、大筋において間違つてはいないかと思つて、なお細部については、謙虚な気持ちで反省考慮すべき点があると思つて、委員会の意のあらわれるところを十分尊重して、今後更に一層民衆のためのよき警察を作り上げるように努力をいたしたいという趣旨の答弁で、一応事件の調査は打ち切られたのである。従つて隊長においては、次の点を注意をしても

らいたい。あの事件の処理は、隊長初め、幹部諸君が十分気を使つてやつた。その努力の点は十分認めるけれども、労働運動に対する深い理解の上に立つて、真に止むなく涙を呑んで実力行使に出たのだという実感が、全般を通じてどうも乏しく感じられるのは遺憾である。そこになお、十分反省、検討する余地があると思つて、それから、怪我人が警察官を告訴している事件については、警察側においても十分警察側に協力をして、真に警察側に行き過ぎがなかつたかどうかを、警察よりよくする反省の材料にするという意味から言つても、十分謙虚に調査をせられたい。なお、詳細については七日の管区本部長会議において管区本部長を通じて指示をする。かやうのことを申しまして、熊本日日新聞に出た記事が間違つておるわけでありますから、熊本日日新聞に對して、私が只今申し上げましたような事柄を、その通りでできるだけ詳しく出すように日産新聞と折衝するようにということをお願いしたのであります。

そこで隊長は同日熊本日日の編集長に会いまして、懇談の上、熊本日日は当日はもうすでに明日の朝刊が締切になつておりましたので、夕刊に掲載することの約束を得ました。その結果、五日の夕刊に次のような記事となつて掲載せられたのであります。見出しは「警察側も謙虚に」「委員会の趣旨尊重」、こやういふ見出しを付けて、

既報、日産化学鏡工場事件に對する参議院地方行政委員会の調査において警察官の出動及び実力行使問題は結論的な決定はなされておらないのが事実で、八月四日からに国警熊本本部に對し国警本部から次のような電話連絡があつた。一、七月二十七日の参議院地方行政委員会の調査に當り国警長官より左記要旨の意見が述べられたので警察側も十分その趣旨を尊重すること。

「鏡工場事件は大筋において警察の行動は間違つておらなかつたと思つて、細部に亘つては、警察側にも謙虚な気持ちで反省考慮を要する点もあると思つて。今後は本委員会で各委員の述べられた趣旨等を十分尊重して民主警察の行き方に遺憾なきを期したい」

鏡工場事件については来る七日の管区本部長会議で詳細指示するが警察側としても左記の点に留意すること。

①警察隊長、警察署長等の努力のあらは認められるが、全般を通じて労働運動を理解して涙をのんで実力行使をやつたという実感の出で、なお一面も感じられるので警察側も十分検討すること。

②当日の実力行使で労働側に負傷者があつたといふことは警察側と協力して真相を調査しておくこと。かやうに編輯をされて記事掲載と相成つたのであります。若干私及び隊長が申入れました内容とは細部において

は異つておりますが、かやうな趣旨の記事掲載になつた次第であります。どうぞ我々の意のあるところを、当委員会におかれましては御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 御質問ありませんか。

○若木勝蔵君 質問というやうなことはありませんけれども、今の国警長官から向うのほうに指示した中に、委員長がこれに對してどういふふう言はしておるかということが抜けておる。そのやうな点は御考慮なさらないのかどうか。

○政府委員(斎藤昇君) 私は委員長の御発言を付けてまして總括してあのやうに御答弁をいたしましたのであります。委員長の御注意の四点はございましたが、私大体これに委員長の御述べになりました趣旨は總括的にわかつたのであります。中にならうと八代の警察署長榮転云々の噂があるが、それは適當でないと思つたからといふ趣旨の御発言がありましたが、この点は私は警察隊長に、この記事掲載でなしに、隊長の含みとして同じく電話で申添えておきました。こやういふことは新聞に出ないほうが、やはり委員長の御趣旨でもあらうと考えましたので、その点は新聞記事にはいたしてありません。他の点は大体委員長の申述べられた点を、私が、私の將來の、私及び警察の將來のいふまじめとして、私の答弁で趣旨が了解できるじやないか、かやうに考へております。

第三部 地方行政委員会會議録第二十三号 昭和二十八年八月六日【参議院】

○若木勝藏君 大体今の御答弁で委員長の趣旨が盛られておるといふことになれば、私はそれに対して更に異議がないのであります。委員長においてどういふふうにご考へておられるか。

○委員長(内村清次君) それではこれで議事件の問題につきましては、一応その後の問題、又警察関係の動向の点につきまして注視しておりました委員会の継続的な問題といたしましては、その動向を注視した上において、又考へて行くということによろしくございませう。

○西郷吉之助君 この間の問題で再度委員会として国警長官を通して要望した結果、今長官の説明がありました。が、大体この間の趣旨が貫かれておると思ひますから、この問題はこの程度でいいのではないかと思ひます。

○委員長(内村清次君) それではよろしくございませう。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(内村清次君) それでは次の議題に移りたいと思ひますが、その前に今衆議院のほうで地方税法の一部改正法案に對しまして、修正可決されておるわけでございます。この修正部分に對するところの提案理由、これを床次議員が見えておりますから、それを聞くことにいたしたいと思ひますがよろしくございませう。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(内村清次君) 床次君。

○衆議院議員(床次徳二君) 只今議題となつております地方税法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院における修正部分の修正理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

御承知のごとく、地方税制の根本的改訂につきましては、地方制度調査会等におきましても地方制度全般との関連において目下検討中であり、近頃成案を見る運びにありまゝです。今回の政府原案が現行制度内における差当り必要な最少限度の改正に止まつてゐる趣旨は了解できるのであります。が、我々衆議院地方行政委員会といたしましては、現段階におきましても、なお負担の均衡化乃至合理化の面では是正すべき点が多くないとする一致した見解に立つて、今回の政府原案の提出を機会に、修正を加えた次第であります。

勿論年度の中途でもあり、地方団体の税収に大なる変動を加へることは、地方財政の、さなきだに窮乏した現状にあつては、極めて困難であります。為本修正も限られた範囲内における修正とならざるを得なかつたのであります。以下修正の内容並びに修正の要旨を条文の順序に従つて御説明申し上げます。先ず入場税についてであります。その一は、法第七十七條第一項但書の一部を削除し、法第七十八條に一項を加へて、文化財保護法により助成の措置を講ぜられる文化財の公開に對して、現行法では軽減税率百分の二十が適用されてゐるのを改めて、免稅することができるようにしたことであります。これは、文樂、郷土芸能、雅樂等文化財の保護を一層厚くして、民族文化の伝統を保全することに寄与する趣旨に外ならないのであります。その二は、第七十八條に一項を加へまして、同条第二項の規定によつて入場税を免除せられる政令で定められた特定主催者の主催する催しに条例で定める料金、回数等の条件のもとでは、一般商業映画を公開できるようにしたことであり、従来これ等の催しには映画を行ひ得ない建前であり、僅かに記録映画程度が取扱上認められてゐるに過ぎなかつたのであります。共同募金事業等のため行なう催しにおいて、特に地方にあつては映画が唯一のものといつても過言でない現状から、純益の全部が社会教育及び社会事業等のため支出される場合に限り、且つ一般商業館を圧迫しないよう料金、回数等に制約を加へて映画を公開し得るようになしたのであります。第八十四條の改正は、誤りの訂正であります。

次に、自動車税についてであります。その一は、第四百七十七條第一項の税率引上げに關する政府原案の改正規定を修正し、一律五割の引上げを改め、引上げに自動車の種類乃至用途に従う差等をつけ、自家用乗用車は十割、營業用乗用車及び一般のバスは六割、觀光貸切バスは十五割その他は四割を引上げることとしたことであります。その趣旨は負担能力、社会経済上の機能等を勘案して負担の均衡及び合理化を図り、更に次の積雪地の軽減を行ない而も地方財政計画上予定されてゐる本税の収入總額を増減しないといふ考への下に修正をしたのであります。その二は、本条に一項を加へまして、積雪により、通常、一定期間、自動車の運行を休止せざるを得ない地域にある自動車に對して標準税率を三割程度以内軽減することとしたことであります。これは營業の立場から車損の損耗点からも適當であると考へたからであります。

次に、貯蓄者税についてであります。次に、第二百三十七條の税率の点を改正して一律二千四百円とありましたのを、業とする者を千八百円に、その他を三千六百円に、それぞれ三分の一程度減額又は増額したことであり、零細な所得を得てゐる業者の負担を軽減し之を調整したに外なりません。

次は、固定資産税に關する改正であります。その一は、第三百四十八條第一項におきまして、専売公社、国鉄、電信電話公社、日本放送協會及び飲毒復旧事業団の固定資産税の非課税の範囲をこれらの所有者が直接本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに限るよう改め、従つて直接本来の事業の用に供するもの以外は課税の客体となり得ることとしたのであります。この点は従来からしばしば問題となつて参つたところであります。が、今日ではこれらの事業は、私鉄、民間放送等の民間事業と甚しい相違を有しなくなつて來てゐる実状であり、そので、少くともこの程度の負担は、均衡上からも當然であると考へるのであります。

その二は、同じく第三百四十八條におきまして、信用金庫の事務所、並びに健康保險組合、国民健康保險組合、農業協同組合、消費共同組合等が所有、經營する病院及び診療所を非課税範囲に加へるよう改めたことであります。これらはいずれも、現行の非課税範囲と性格並びに機能が類似するものであります。すなわち均等に追加する必要があるものであります。

その三は、新たに税率の特例を設けるものであります。先づ第三百四十九條の三として、外航船舶で、その建造費に對し、政府が利子補給金を支給するものについて、その補給金の支給されてゐる年度分の固定資産税に限り、制限税率を百分の〇・四とする旨の規定を設けたのであります。

更に、日本航空会社の航空機に對し、昭和二十八年年度分に限り、右と同様税率の特例を設けるため、第三百四十九條の四の規定を設けたのであります。

これらの特例措置は、その事業の性質上、国家的見地から保護、育成されるべきものであるという見解に立つて考慮したものであります。航空機の場合は、二十九年以降におきましては、國際航空路の開闢等その發展が飛躍的となることが期待されますので、更に検討し直す意味をもちまして本年度に限る特例としたのであります。

次に、第四百八十九條の改正は、電氣ガス税の非課税品目に塩化ビニール・醋酸ビニール共重合物を加へるものであります。現行のビニロン系の纖維關係の非課税と、均衡をとるためであります。

最後に事業税及び特別所得税に關する改正であります。第七百四十一條の改正は、第七百七十六條第三項の改正と共に、事業税の第一種事業であつたクリーニング業を、特別所得税の第二種業務に変更して税額を軽減しようとするものであります。これは、作業条件に基く収入の限界、予防衛生措置の規制、従業者の資格、其他の点で殆んど同様の立場にある理容業が事業税から特別所得税に変更されたのと均衡を保つためであります。

第七百四十三條の改正は、教科書の発行に關する臨時措置法による教科書供

給事業を非課税とする改正でありまして、検定教科書の末端までの完全配給を法的に義務付けられている点で、すでに免税の対象となつてゐる教科書発行業者と同様の立場にあり、且つ、新聞販売業者が、非課税である関係からも当然と考えたのであります。

第七百七十六条及び第七百七十九条の改正は、装綴師業、助産婦業、並びにあんま、はり、きゆう、柔道整復その他の医療に類する業務に対する特別所得税の税率を百分の四に軽減しようとするものであります。これらの業者は、医療事情の變化その他により、取益も概して延び悩む上、元来零細所得者が、多い等の事情を勘案した修正であります。

なお附則第一項中の改正は本法案の審議が遅れたため、八月一日という実施時期が不都合となりますので公布の日からと改めたものであり、二項以下は条文の整理によるもの、第七項等は固定資産税の納期或いは申告、評価、配分、決定等の手續に関する事務的処理を規定したものであります。

以上が、本法案を修正いたしました理由及びその内容の概要であります。何卒慎重御審議の上、速かに御賛同下さるよう希望いたします。

○秋山長造君 本件は、政府の原案におきまして、現行地方税法の相当重大な改正を含んでおり、而もそれについて質疑等につきましても、何ら十分なされておられない状態のところであり、更にこの衆議院の修正案が送付されて来たわけでありまして、この衆議院の修正案は、政府原案に比べまして、一層重大な修正案で、各方面に対する影響も相当大きなものと考

えます。従いまして、この審議は余ほど慎重に慎重を期する必要があると、本日は只今の提案理由を聞いたところで一応打切つて頂いて、後刻改めて慎重に審議してもらいたいという動議を提出いたします。

○委員長(内村清次君) 只今、秋山君から、慎重審議のために提案理由だけを聞き、そうして改めて審議をするというようなことでございますが、どういたしましょうか。

○西郷吉之助君 今お聞きのような発言がありまして、この内容については今の御趣旨に私も同感なんです、やはり重要な法案ですから、各党でこの法案に対する態度を協議して、その後刻やはり協議して審査するの、うか、そういう点について一応只今はその程度にしておいて、各党の立場からこの法案に対する態度ですね、今国会中にやるのか、やらないのか、そういうふうな各党とも慎重に態度をきめてから、後刻又この問題について各党御相談をするほうがいいと思ひます。

○委員長(内村清次君) それでは只今の秋山君の動議及び西郷君の意見通りに、慎重に各党の態度を決定した上において審議をする、今日は提案理由だけにとどめるということでよろしいと思ひますか。

○委員長(内村清次君) 只今、秋山君から、慎重審議のために提案理由だけを聞き、そうして改めて審議をするというようなことでございますが、どういたしましょうか。

○西郷吉之助君 どうですか、今のは私もちよつと気がつきませんでした、政府の修正の説明を聞いて、政府の態度を聞いておきますか。

○委員長(内村清次君) ちよつと速記を……

○委員長(内村清次君) それでは速記をとつて下さい。

○委員長(内村清次君) 次は議題に移りたいと思ひます。地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、これを議題に供します。

○若木勝蔵君 先ず資料がここに出ておりますから、いわゆる地方税法に関する衆議院修正による増減額、これについて政府当局の説明をお願いしたうです。

○西郷吉之助君 若木君、それをやる、政府の所感を聞かんとわからなくならずよ。

○若木勝蔵君 間違ひました、平衡交付金法のじやなく……、今は間違ひました。政府予算の国会修正に伴う地方財政計画の修正の分です。

○委員長(内村清次君) 速記をとめて。

○委員長(内村清次君) 速記を始めて。それでは休憩をいたします。

○政府委員(武岡重一君) それでは私から今回の予算修正に伴いますところの地方財政計画の修正につきまして御説明を申し上げます。

概要は前回御説明申し上げたのでございますが、今回の修正によりまして、修正前の財政規模に追加されるところの額は、総額で百三億三千八百万円と相成るのでございます。その内容でございまして、先ず第一に給与改訂による給与関係費の増加額の算定替による増加、これが八十七億七千三百万円でございます。即ち今回修正いたしました総額百三億のうち、殆んどその大部分でございまして、その八十七億七千三百万円というものが給与改訂の関係に追加されることに相成るのでございます。この算定の要領は国会における、給与関係費のうち、従来算定の基礎として参つておりましたところの地方公務員の給与の単価に若干の修正を行なつたのでございます。即ち大体におきまして国家公務員について、今回の予算に計上されておりますところの平均給与額、これを基といたしまして、これに従前から計画上にございまして、このところの国家公務員と地方公務員との間の給与差等を参照いたしました。算定替を行なつたのでございまして、例えば道府県の一般職員につきましては、昭和二十六年年度の財政計画におきまして、いわゆる給与単価の調整

を行なつたのでございますが、その当時における国家公務員と道府県一般職員の平均単価の比率で、昭和二十八年年度の一般会計における国家公務員の平均予算単価、これを修正する、かような方法をとつて参つておるのでございます。学校職員の給与単価等につきましても、例えば中学校の教員の単価は、国立学校の中学校教員の予算平均単価を基にいたしまして、小学校のものをそれと、基準に推計するといふような方法をとつて、それと、修正を行なつたのでございます。

それからいまいつ改正をいたしましたのは、勤務地手当の平均支給率でございます。これは従前の地方財政計画におきましては、国家公務員の勤務地手当の平均支給率の増加率でありましたところの一・三七倍というものを、そのまま地方公務員に適用して参つておつたのでございますが、實際的に申しますと、地方公務員の地域的な分布の状況が必ずしも国家公務員と一致いたしておりませんので、さうな点を考慮いたしまして、若干この支給率の算定替即ち引上げを行なつたのでございます。

それからそのほか議員、委員等の報酬でございまして、又特別職の給与の給与改訂に伴いますところの増加額というふうなもの、国の例又実績等に徴しまして、それと若干ずつその改訂率の引上げを行なつております。

以上のようにいたしまして、給与算定の単価を修正いたしまして計上いたしましたほか、いわゆる教員給与の三本建に伴いますところの財源も含めまして八十七億七千三百万円を計上いたしましたのでございます。

午後二時四十九分開会
○委員長(内村清次君) 休憩前に引続きまして委員会を再開いたします。

それからその次の公債費の増五千三百万円は、今回の予算修正に伴いまして、地方債のちほど申し上げますように二十五億増額と相成っておりますので、これに伴いますところの公債費の増を計上いたしております。

それからその次は国庫支出金の増に伴う地方経費の増、これを六十億四千八百万円計上いたしております。今回の予算修正によりまして、国庫支出金が義務教育の施設費、又食糧増産費等につきまして若干、即ち二十八億三千八百万円増額に相成っておりますので、それに伴いますところの地方負担額を合わせまして、地方経費といたしましては六十億四千八百万円の増に相成るわけでございます。

それから一方国の予算につきましても、今回相当額の行政経費の節約を見込んでおりますので、地方財政計画におきましても、地方の実情に応じまして若干の節約を見たのでございます。大体におきまして府県の旅費、物件費等につきましては一五%、それから市町村の分につきましては一〇%程度の節約額を見たのでございまして、その額が四十七億九千八百万円と相成るのでございます。

以上によりまして大体百億ほどの修正に相成るのでございますが、更にこれらの増減に伴いまして、いわゆる富裕団体等に対する超過財源等を計算いたしますと、二億六千万円ほど超過になつて参りますので、これをいわゆるロス分として追加いたしまして、結局百三億三千八百万円、かように修正をいたしましたのでございます。

一方歳入におきましては、平衡交付金が五十億円の増、それから国庫支出

金が先ほど申しました二十八億三千八百万円、それからこれらの予算の増に伴いますところの地方の負担を随うための地方債の増額、これが二十五億、合せて百三億三千八百万円、かように相成るのでございまして、結局今回の修正によりまして、最終的には十八年度の財政規模は歳入歳入とも八千五百八十億六千万円、かように相成る次第でございます。

以上大体でございますが御説明申し上げます。

○西郷吉之助君 只今の御説明の歳出の分の八十七億の内訳を御説明願ひたい。

○政府委員(武岡寛一君) これは八十七億七千万円となつておりますが、そのうち一般の基本給の増が七十三億千百万円でございます。それから期末手当及び勤勉手当が九億一千四百万円、共済組合費が一億五千七百万円、それから市町村吏員の健康保険組合費、これが一億四千六百万円、超過勤務手当が二億一千二百万円、それから公務災害補償費が千百万円、退職手当が三億七千万円、死亡手当が五百万円、寒冷地手当が七千九百万円、それから職員、委員等の報酬の増で二億八千四百万円、それから特別職の給与が五億四千八百万円でございます。なお、日直、宿直手当につきましては、これは今回実績によりまして算定替をいたしましたので、従前の計画より若干減つておりまして、十六億二千五百万円だけが減になつております。これは算定替の結果でございます。

なおそのほかにはいわゆる給与の三本建の経費分といたしまして、一応三億六千万円という数字がございまして、

で、それを見込んでおつたのでございしますが、この関係は今回の法令が確定をいたしましたら、実際にはそれほどのものが要らないので、一億四千八百万円程度ということをご提案者が御説明になつておられるのでございしますが、この分につきましても、なお数字の確定を待ちまして処理をいたしたい、かように考えておるのでございます。

○西郷吉之助君 恐縮ですが、今の内訳の数字をもう一度お願いいたします。

○政府委員(武岡寛一君) 今申し上げたのをもう一度ですか。何でしたら別途資料をお届けしてもよろしいでございます。

○松澤兼人君 最初の政府の案との修正の予算と比べてみて、増減の内訳、それを一つ出して頂きたいと思ひます。

○政府委員(武岡寛一君) 提出いたします。

○委員(内村清次君) 明日までには是非準備してもらいたいと思ひます。

○若木勝蔵君 この間も私伺つたのですが、給与単価ですね、教職員の……、あれは小学校なんぼ、中学校なんぼ、高等学校なんぼ、これをもう一度言つてくれませんか、大学、高等学校の方面をちよつと私数字がおかしいのではないかと思つておりますので、もう一度言つてくれませんか。

○政府委員(武岡寛一君) 本俸だけの月額を単価でございしますが、申上げますと、小学校は現行の単価が一万一千九百七十一円、それが今回の修正によりまして一万二千五百七十二円となりますのでございまして、それから中学校は現行が一万三千七百七十円、これが修正によりまして一万三千三百四十八円、盲聾

学校は一万二千九百三十円、これが一万三千八百八十円、その他の学校の教員、これが高等学校並びに大学教員を含めたものでございまして一万五千五百五十円、これが一万五千三百九十円、以上のように修正されております。

○西郷吉之助君 地方債の二十五億増額のその配分の率はどういふふうな率ですか。

○政府委員(武岡寛一君) 二十五億の配分につきましては、まだ配分計画を立てておりません。大体はそのお手許の資料にございまして、府県分五億、市町村分が二十億円となる予定でございますが、これは今回の予算によりまして、補助金が増りますもの、地方負担分に応じまして計算をいたしますと、かような数字になるものと考えられるのでございまして。

○加瀬亮君 今の給与改訂による給与関係費増加額の算定替にある増の内容説明で、日直、宿直が十六億二千五百万円ですが、計算によつて減になつていふようなお話でしたが、その内容をもう少し詳しく……。

○政府委員(武岡寛一君) これは当初におきましては、国の場合に準じまして一律に三百六十円という実は計算をいたしておつたのでございまして、その後実際の地方の実績を見ますと、日直につきましては三百円くらい、それから宿直が二百円くらいの実績になつておるのでございまして、そこでその程度が一応数字としては出て参つておりますが、若干それに膨らみを持たせると申しますか、若干ロス等もございまして、この計算に用いました単価は日直三百三十円、宿直は二百五十円、この程度に修正をいたしましたほうが実績

に近いのではないかと、かような計算をいたしたのでございまして。

○加瀬亮君 地方公務員も当然国家公務員に準じた待遇をされなければならぬというところになつておるわけでありまして、日直、宿直料、それから超勤なども含めて国の目から見ると、地方公務員のほうがいつも下廻つておるのです。国が今度日直、宿直が三百六十円というところであれば、地方公務員もそれと同じような単価というものを考えて頂かなくては、実際において待遇に厚薄が生ずるのじやないか、それを実績といつて、事実保護するべきものが保護されない実績をそのまま認めて行くといふふうな方法で、三百三十円と二百五十円という単価を抑えるというところは、どうも地方にとつては財源がなくて、日直、宿直料が削られておるときでありますので、その財源の基本になるものを削つて行けば、いつまでもたつても単価が上つて来ないということになるのでありまして、その辺どんなふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(武岡寛一君) 御尤もな御意見でございまして、私どもも財源の許します限りにおきましては、地方の行政水準を高めるように必要な経費を見込んでもらいたいと考えておるのでございまして。従いましてこの日直、宿直の関係におきましても、先ほど申し上げましたように、実績そのまま切つてしまつたところも如何かと考えられますが、又一方一挙にこれを国の基準並と申しますか、法津の三百六十円に引伸すということも余りに隔りがございまして、中間でまあ漸増する、漸次改善して行くというふうな意

味で、今回は中間的に三百三十円と二百五十円という程度に財源をみたらいいのではないかと、実は考

えたのでございます。ただ財政計画の立て方として、できるだけ地方のそういった各方面における各般の行政の水

準向上のために、所要財源を見込んで行くという見方につきましては、勿論私どもも同様の考えでおります

けれども、今回の分につきましては、大抵ほかの財源総体の状況等も勘案いたしまして、この程度にとどめて然るべきではないかと考えた次第であります。

○若木勝蔵君 二、三伺いたいと思います。先ず給与差について、国家公務員と地方公務員につきまして、これは先ほど私の聞き違いか、前の給与の比率を以て二十八年度を考慮した。こういうふうなお話であった。それでは前は幾ら

の給与予算があり、その比率によつて二十八年度は実際額がどういふふうに変つて来たか。

○政府委員(武岡憲一君) 昭和二十六年の十月一日現在の単価というものを基準にいたしましたわけでございます。これによりまして、国家公務員、これは一般会計の一般職の公務員でございますが、その平均単価が六千七百九十七円というところになっております。それに對しまして、道府県の一般職員の同じ平均単価でございますが、これが六千五百一十一円ということになってお

るわけでございます。そこで、その比率を用いて、二十八年度の一般会計における国家公務員の平均予算単価でありますところの一万六千七百八十八円、これにかけて一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

す。

○若木勝蔵君 そうすると、地方公務員のほうは安いことになるのですか。

○政府委員(武岡憲一君) 二十六年の十月一日現在の単価を調べますと、さうな比率に相成つております。

○若木勝蔵君 そうすると、私の考え方と逆になつて来るように思うのです。地方の場合には、あの場合に約三百五十円高い。国家公務員よりもさういふことが非常に問題になつておつたじやないですか。

○政府委員(武岡憲一君) これは昭和二十六年十月一日現在の単価をとつたのでございまして、御承知のように、このときに地方公務員の給与の調整を圖つたわけでございます。そこでさうな数字に相成つておるわけでありま

す。

○若木勝蔵君 そうすると、三百五十円高いというところが言われたのは何年度からですか。

○政府委員(武岡憲一君) その調整を行なつたときの数字でございます。

○若木勝蔵君 その調整というのは昭和二十六年を指すのですか。

円高いという実は数字が出ておつたわけでございますが、その翌年度再調査をいたしました、三百四十八円ということに相成つたわけでございます。

○若木勝蔵君 どうちが高い。国家公務員が高いのですか、地方公務員が高いか。

○政府委員(武岡憲一君) 地方公務員が高いということであつたわけですが、地方公務員が高いということは、法律命令の規定に従ひまして、その基準通りにあるとすれば、そのあるべき給与額というものが、従来地方財政計画に使つておつた単価に比べて、それだけ高、こういう数字が出ておつたわけでございます。そこで、その調整を行なつて、本法につきましては、六千五百一十一円、こういう数字が出たわけな

のでございまして、それに比べておりましたところの国家公務員の六千七百九十七円と申しておりますのは、これは一般会計に属する一般職の職員の平均単価でございます。

○若木勝蔵君 それではその次に伺いますが、先ほどお話のありました小学校の平均給与の単価、それから中学校の平均給与の単価、こういうふうなの

がありまして、高等学校、大学のいわゆる現在では一万五千五百五十円、今回は平均単価が一万五千三百九十円になる。一万五千三百九十円の中には今度の三本建によつて変更が若しできるとすれば、その分が含まれておりますか。

○政府委員(武岡憲一君) この中にはさうな関係は含んでおりません。

○若木勝蔵君 おらないのですか。

○政府委員(武岡憲一君) はあ。

十億の平衡交付金の増額は、どういふふうに配分されるのであるか、その内容について伺いたい。

○政府委員(武岡憲一君) 平衡交付金としての五十億をどの団体に幾らというふうな配分には、これは相成らんと

思ふのでございまして、今回予算五十億を追加して頂きましたので、平衡交付金の総額が千三百億円となるわけでございます。その千三百億円を、法律の定むるところに従ひまして、各団体に配分するのでございまして、五十億円の中で、五十億円自身がどの団体に幾ら行くというふうに配分にはならないわけでございます。ただ、今回の修正の御趣旨は、給与関係の経費が特に見足りないだらうということで、修正されておりますので、配分につきましては、交付金算定の基礎になりますところの基準財政需要額の算定におきまして、給与費の算定を相当に現在考

えておりますものよりは、給与関係において増額をする必要がある。かようなことになるわけでございます。各団体に紐付きに配分される額でございます。御説明申し上げにくいと思ひます。

○若木勝蔵君 私の聞きようが、配分という言葉を使つたために、あなたがさういふふうな答弁になつたと思う。私は実際は配分でなしに、五十億というのは如何なるものを対象としてこれだけ増額されたのであるか、この点を

見合つたところの対象について伺いたい。こういうことです。

○政府委員(武岡憲一君) このお示し申上げました財政計画にございまして、ように、その多くの部分、殆んど大部分

部というものが、給与改訂による給与関係の経費の増額分に充てられるわけでございます。

○若木勝蔵君 それは幾度も伺つたところでありますけれども、もう少しそれを詳細にわかりませんか。

○政府委員(武岡憲一君) ちよつと私の言葉が説明が足りないのかと思ひますが、五十億円はこの予算修正の趣旨からいたしまして、これは特に給与関係の改善に充てるべきだと、こういう御趣旨でございますので、財政計画の策定上は、その財源が五十億というものが給与改訂による給与関係費の増加額に引当てになるような財政計画になつておるわけなんでございまして、併しなから、財政計画上、歳出として殖えますのは八十七億七千三百万となつておりました。これには、一方におきまして節約を立てておりますので、さういふものがいわば見合ひの財源みたいな格好で、実際上は五十億以上の歳出の増になつておりますが、五十億をどこに充てるのかというお尋ねでございます。これは予算修正の御趣旨に副ひまして、給与改訂に充てらるべきものである、かようにお答え申し上げてよろうかと思ひます。

○若木勝蔵君 その給与改訂に充てられるとすれば、いよ／＼単位費用の問題にひつかつて来ると思うのでござい

ますが、それで給与改訂というやうなところの、いわゆる土木費であるとか、或いは教育費であるとか、産業経費であるとか、災害復旧費であるとか、こういうふうな部面に対するの点に、これが影響して参りますか。

○政府委員(武岡憲一君) これも前に

申し上げましたように、理窟から申しますならば、財政計画に八十七億の給与費というものが殖えて、歳出として殖えて参るわけでございますから、各行政項目についてそれ／＼給与費関係の財政需要額というものの算定額が引上げられて来るべき管のものであります。ただ、現実の問題といたしまして、それが単位費用の算定にどれだけ影響があるかということにつきまして、単位費用の算定が、前に御説明申し上げましたように、大体地方財政計画を見合ひに算定はいたしておりますけれども、その財政計画に出て参つておりますところの平衡交付金の額そのものを一銭一厘違わぬように、交付基準額になるような算定方法ができないものでございますから、その間に若干のズレがあるということも申上げておるのでございますが、そのために今回におきまして、實際算定をした上で、全体に算出されますところの基準財政需要額の中に、この給与改訂というものが、どの程度反映して来るかというのが問題点であろうと思つております。その点は私前から申上げておりますように、今回の改正によりまして、基準財政需要額というものは、前に予定をいたしておりましたものよりは殖えて参るべきだと思つし、又さように算定を行ななければならぬのであります。その算定のために、どの単位費用のどの部分が動いて来るかということにつきましては、各行政項目の単位費用の算定の内容を更に検討をいたしまして、それによつて算出されることのある各行政項目ごとの基準財政需要額の割合が、どうなつておるかというような点を検討してみませんかという

と、今こゝでどの部分をどういうふうに変えるということとは、ちよつと申上げかねるのでございます。そういう点を更に實際の計算が出て参りました上で、仔細に検討いたしまして、この財政計画修正の趣旨に副わないような単位費用がございましたらば、これは改正しなければならぬというふうな考へておるわけでございます。それはこれから調査をいたしたいと考へておる次第でございます。

○若木勝蔵君 先般、その点について作業中だというふうなことでありましたが、その作業はいつ頃までに終るのでありますか。

○政府委員(武岡憲一君) 只今各団体に単位費用並びに補正計数その他、基準財政需要額及び収入額の算出の基礎になりますところの各要素を示しまして、計算をやつてもらつておる段階でございますが、大体各団体からの資料から下向にかけての頃になるわけでございますので、それらの集計が集まつてみまかぬと思つております。

○若木勝蔵君 それで私確認いたしたいのであります。その結果、この法律に示されてあるところの単位費用は変化を来すということは明らかですか、この点は……

○政府委員(武岡憲一君) さような部分も出て参るかと思つております。

○若木勝蔵君 これは極めてあいまいな御答弁であります。恐らく變る部面、この小学校の關係の単位費用などは明らかに變つて来ると思つてございまして、その点は如何でござい

○政府委員(武岡憲一君) それも、なおその計算の結果、小学校費として算出されますところの基準財政需要額が、どれくらいになつて来るかという数字を見まかぬといふと、その単位費用の数字がどれくらい變るかというところは申上げかねるのでございます。ただ前にもお尋ねがございましたように、理論的に申しますならば、只今の小学校に關する単位費用の基礎としましては、学校のいわゆる平均単価を用いておきます關係から、平均単価が變つて来るならばそれも当然變るべきだといふことが一応言えるわけでございます。ただ単位費用の算出の基礎になつておりますところの、この前も御説明申し上げましたような、標準規模の学校の需要額といふものを弾き出します場合には、平均単価そのままで計算いたしましたものと、それからその単価の修正によつて變つて来ますものと、それから又その規模のとり方その他によつて動いて来ますものと、いろいろ要素があるわけでございます。ただ問題としては、小学校費なり、或いは中学校費なりとして算出されるところの基準財政需要額といふものが、この予算修正の趣旨に伴つて、と申しますか、予算修正の趣旨に副つて確保されておるかどうかというものが、結果的には問題であらうと思つて、さような観点から、単位費用も算定してみたいと、かように考へておる次第であります。

○若木勝蔵君 その点で、あなた標準規模とか、或いは平均単価というように、単位費用の代りに要素になつておることを申されたのであるが、

計算してみなくとも、これは明らかに平均単価が變つておるのですから、単位費用にも移動があることは明らかであります。その点は如何ですか。

○政府委員(武岡憲一君) 単位費用そのものよりは、私申し上げておきますように、それによつて算出される基準財政需要額といふものが問題であらうと思つてあります。単位費用といふものを、結局それによつてどれだけ必要額を各行政項目について算出するかというための手段でございまして、単位費用を仮りに非常に高くきめましても、それに見合ふところの数値が補正等によつて非常によつて来るといふようなことでありますれば、全体、それによつて確保せられるところの基準財政需要額が落ちて来るといふ關係もあるわけでございます。問題は今回の修正によりまして、給与關係の経費といふものを、従前のものよりは、こゝで八十億といふものを殖やすのだという御修正でございまして、給与關係の基準財政需要額といふものが、従前のものよりは相當に多く算出されるというふうな結果が出て参りますれば、それはこの予算修正に従つて、又それに伴いますところの地方財政計画の修正の趣旨に適うわけでございますので、さような見地から、まあ単位費用を検討してみたい、かように申し上げておるわけでありまして、検討した場合においては、予算の総額が殖えておるのですから、当然又は基準財政需要額も殖えて来る、そうなる、その基礎をなすところの単位費用といふものは、検討した結果、移動があるといふことがはつきりしておると思つ。計

算しなければならぬというふうなことでなしに、見直しとしてはもうすでに變更があるということも確実でございせんか。

○政府委員(武岡憲一君) 數値をそのままにしておいて、そうして基準財政需要額を考えれば勿論そういうことになるわけでございます。又我々の今後の計算によりまして、財政計画の増額に伴つて、基準財政需要額が殖えて参るといふことは、これはもうはつきり申上げてよろしいわけでありまして、ただその財政需要額の増が、どの行政費目の分で殖えて来るかという点が一つ問題でございまして、それは各行政項目の中に、どの程度、今回の予算修正によりまして、その趣旨が、盛込まれて来るかということに關連して参りますので、その点を検討しなければならぬと申上げておるわけでありまして、から、總體的に申しまして、いずれかの部分の単位費用といふものが増額になつて来ることは、これはもう申上げてよろしいかと思つてあります。

それとただ一つ御注意までに申上げたいと思つておることは、これは前に申し上げておきますように、實際に計算をいたして見ますと、基準財政需要額と基準財政収入額との差額でありますところの交付基準額といふものが、前から申上げておきますように、交付金の額とびつたり行かない。これは従前からの例にしましたように、本日資料を提出いたしましたように、數十億の開きがあるわけなれどございまして、昨年の例は大体これが五十一億ほど交付基準額のほうが交付金の額よりも多い、こういう数字が出ておるのでございまして、さういふにいたしますれば、

交付基準額が、かように普通交付金の額よりも多いということは、基準財政需要額として算定されるところのものが、この財政計画の中で考えておられるよりも、少し多めに、それだけ五十億だけ余計に算出されておる、こういうことになるわけでございます。そこで今回若し二十八年度の計算をいたしました場合に、仮にやはり同じように五十億程度の交付基準額のほうが多いという結果が出るといういたしますれば、今回普通交付金の額を五十億増やしても、それは大体その交付金の額に見合うだけの地方財政基準額は算出されておるといことが一応言えるわけでありまして、ただ問題はその五十億を増加されたところの趣旨が、給与を改正するのだというので、今回の修正の御趣旨でございますので、内容的に仮に数字はそのままにしておいたとしても、その場合でも、内容的には更に検討の余地は、これはあるだろうと思うのであります。

それから又その五十億出るか出ないかということ、これはただ仮定で申し上げておるのでございまして、或いは只今の単位費用のままで計算をいたしまして、仮に普通交付金と交付基準額とがとんと一であるというようなことでありますれば、交付金の額が、今度追加になりました交付金の額のほうが多い。そこで今の法律によりまして、その分が特別交付金に流れるということになるわけでございます。それは今回の予算修正の御趣旨から申し上げますれば、御趣旨には恐らく副わないということになると思ひますから、さような場合にはやはり交付基準額が殖えるよ

うな、即ち基準財政需要額が増額するような算定をいたさなければならぬ、さような結果が出て来ると思うのでございまして、その結果、つまりその見通しをいたしまして、この交付基準額と普通交付金の差額がどのくらいになるかということ、これは只今のところ計算をしてみませんとわかりませんので、その数字を見極めまして上で、単位費用につきましても検討をいたしたい、予算修正の御趣旨に副いまして再検討をいたしたい、かように申し上げておるわけでありまして。

○若木勝蔵君 そうしますと、先日の委員会において、あなたも長官も、これはとにかく財政計画が修正によつて変つて来たので、この法律におけるところの単位費用というふうなものに変化を来す、まあ今こゝういふような場合で、作業も伴わないからして、特例として、この国会会期中にこれを變更しないで、国会が終つた後に、政令が何かによつてやるように一つ特別御了承を願ひたい、こゝういふような御答弁があつたように思ふのであります。ところが今日のあなたの答弁で見ますと、このままにしておいても差支えないかのごとき答弁をされておる。その点如何ようになつておりますか。

○政府委員(武岡重一君) 私もこの前申し上げておりますこの基準財政需要額の算出上、その算出の結果が普通交付金との間に五十億前後のぶれはいつもあるのだから、或いはその程度のぶれがあるということであれば、或いは今のままの単位費用でも行けるのではないかと、これも一応考えられるということは申し上げておつたわけでありまして、ただ併しながら、それは計算して

みなければならぬわけでありまして、又理窟から申して、大体この交付基準額と普通交付金は、本来から行けば一致するようないふことで計算するのが建前でございますから、さようなこととで、理窟から申しますれば、財政計画がさういふことになれば、それに伴つて単位費用にも当然修正をすべきであることは、理論上そうなるというところは申上げておるわけでありまして。ただ結果的にどう直すか、或いはどの程度に直さなければならぬかということは、只今申し上げましたようなぶれの関係等もございまして、それを見極めまして上で措置をいたしたい、それが国会開会中に間に合わなければ、政令でやらして頂きたい、かようにお願いをいたしておつたわけでございます。

○若木勝蔵君 そうしますと、その実際の需要額と交付金とのズレが在来もあつた。そういうふうな実際の問題を別にいたしまして、これを一つの法律というものの性格、本質から考えたならば、そういう場合は、正しく言えば法律そのものを變更して、訂正してやるべきであるとは私はそう考えるので、あなたの今の御答弁からはそういうふうなことが見通されるのですが、そのように解釈して差支えございませんか。

○政府委員(武岡重一君) 勿論、ですから結果的に見て、私先ほど申し上げましたような意味において、単位費用に修正を加えなければならぬ部分がございますならば、これは当然法律によつて改正すべき筋のものでございまして、ただ実際問題として、その見極めがこ

の結論と申しますか、修正すべきものが、又若干修正しなければならぬというところが明らかになりました場合に、国会が閉会中ではございまして、政令によつてやらせて頂きたい、かようにお願いをいたしたいと思ひます。

○加瀬完君 今の財政部長さんの御説明を私承つておりましたが、はつきりしない点があるのでありますが、それはこの平衡交付金の五十億の増といふものは給与改訂に当てるべきものであるというお話でありまして、この平衡交付金の増加の前後には、給与改訂というものは全然行われておらないわけでありまして、その給与改訂といふのは何を一体指しておるのか。ただいふゆる三建の給与といふのが通りましたときには、三億六千万円がその裏付けとして必要だといふことは御答弁があつたわけでありまして、それ以外には何ら地方の公務員の給与改訂といふものは出ておらないわけでありまして、それを給与改訂に当てるというとはどういふことを意味するの。

○政府委員(武岡重一君) 給与改訂とございまして、ここで給与改訂による給与関係費増加額の算定替による増でございまして、これはすでに前回のところで御説明申し上げましたように、当初提出いたしました地方財政計画に用いたその字句を用いておるわけでございます。即ち当初二十八年度の財政計画におきましては、二十七年十一月に給与改訂が行われまして、それを二十八年度に平年度化しなければならぬ。平年度化するためには経費が増加して来るというのが三百二、三十億でございまして、それだけのものを給与改

訂による給与関係費の増加額と見ておつたわけでございます。その額を今度算定替をしてこれだけ殖やす。前の項目を受けて実は書いておるわけでありまして、今度の予算修正によつて給与改訂が行われていないことは御指摘の通りでございます。そこで前のものと合せて、恐らく四百億近くの給与関係の経費といふものが殖えて来るわけでありまして、前年の財政計画に比べまして、それだけのものが結局地方財政計画の中における給与関係費の増といふことになりまして、厳密に申しますならば、それは基準財政需要額の中に反映されて来なければならぬというわけでありまして、さような計算を行うつもりでおるわけでありまして。

そこで具体的にそれじやさういふものを単位費用の中でどうやつて見て行くのかといふお尋ねかと思ひます。○加瀬完君 そういたしますと、その財政計画の修正前の都道府県並びに市町村から出しました基準財政需要額といふものは、十二分な給与支給といふものに満たないものが出されておるといふ前提でありますか。

○政府委員(武岡重一君) ちよつと御質問の趣旨がとれませんでしたが、この財政計画の修正前のもので、二十八年度に各団体でどういふ基準財政需要額が算定されておつたかというお尋ねでございますか。

○加瀬完君 一応この修正前に、基準財政需要額といふものを見通して、修正前の財政計画といふものが立つておつたわけですね。その財政計画といふものの中には、当然給与の問題も解

決されて、基準財政需要額として要求しておつたはずなのです。

○政府委員(武岡憲一君) この財政計画の立て方は、御承知の通り法律の定めておりますような本當の純理論から申しますならば、御指摘のように先ず単位費用というものが、絶対的のものがきまつて、それから基準財政需要額というものが算出されて、それが基準財政収入額の差額というものが、交付金の額ということになつて、それを元として財政計画というものを本来建てべき筋のものであらうと思ひます。ところが現実にはなかなかさうなことができませんので、先ず地方財政計画というものを立てまして、それからそれを元にいたしまして、地方債幾ら、交付金幾ら、こういうように立てておるのが現在の実情でございます。そこで地方財政計画というものを先ず立てまして、その立て方は、二十七年までには一体だけ地方に経費が支出されたか、その上に二十八年には一体だけ増えるのか、こういうこととで二十八年の財政規模を推定して計画を立てておるわけでありまして、そこで今度地方財政計画というものを元にいたしまして、それによつて見込まれましたところのこの平衡交付金の財源を、地方にどうやつて配分するかという問題がその次に来るわけでありまして、その手段として単位費用を算出し、その単位費用によつて、各団体の財政需要額を測定いたしまして、その収入額との差額を交付金にする。かような方法によつて配分する、こういうことになるので、本當の現実から申しますれば、むしろ今の行き方と違ひも知れませんが、逆かも知れませんが、

も、只今の財政計画の立て方はさうなことになるので、先ず財政計画を立てて、それから基準財政需要額というものが算出される、こういう方法をとつておるわけでありまして、

○加瀬完君 私の伺つたのは、そういう点じやないのです。二十八年の規模を推定して、一応この修正前の地方財政計画というものが立つておつたはずなんです。それには当然給与の問題も解決された形において結論としての財政計画が立つておつたはずではないか。そういうことであれば、今の五十億というものが殖えることは、一応満たされた給与の上に、何かプラスする給与の増額というものでなければならぬはずなんだ。そうでないといふのは、前の二十八年規模の推定というものは甚だあいまいなものではないか、そこにもう少し論を進めるならば、地方財政がいつも赤字になつて、平衡交付金の増額を起すような原因というのがあるのじやないか、その点はどうなんだということでありまして、

○政府委員(武岡憲一君) 大變勘違いをいたしまして申訳ありません、よくわかりました。その御指摘の点は全くその通りであります。二十八年の財政計画を当初立てましたときに、一般給与費の見方というものは、これでいいの悪いのかという問題につきましましては、これはもう実は各方面から議論があつたわけでありまして、その財政計画の立て方といたしましては、この基本で一番問題になつておりますのは、いわゆる給与単価の見方の問題でございます。先ほどお話のございましたように、二十六年十月以降、給与単価の調整を行なつておりますために、そ

れを元にしてこの計画をはじいております関係から、給与費の見方というものは、現実には地方に要するところの、地方に要するといふか、地方で支出しておる給与に比べて低いのではないかと、こういう御意見は相当伺つておりますし、私どももあながち絶対そうではないといふことは申し上げられない状態にあつたわけでありまして、その財政計画その他の点につきましては、例えば補助金の基本額の問題、その他これ

も前に加瀬さんから御指摘があつたと思ひますが、財政計画上の未完成といひますか、不完備の点は確かにあると私も考へております。ただ今日の国家財政、国民負担の現状から申しますれば、この程度の計画で地方もやつて頂かなければならぬのじやないかといふことで、実は計画を立てておつたわけでありまして、今回、国会におきまして、この地方財政の立て方というものが、やはり実情に比べて相当低過ぎる、そのために赤字が出さしんでおるという点を御理解願ひて、五十億を特に追加してやるといふ御措置を頂きまして、それを中心にして、この財政計画を修正し、一番問題のございました給与に關する経費の計上額を、かように修正した、かような次第でございます。

○加瀬完君 修正をして頂くことは結構なことなだけども、それに反対をしておるわけではないので、この前の一応見通しの規模推定から、単位費用というものを確定いたしまして、それで全体の規模というものが推定されておるわけでありまして、その単位費用なり、単位費用からはじ出した推定規模なんというものを、我々が一応

相当確実なものだといふように考えるならば、この五十億の使ひ方というものは、あの単位費用からはじ出した規模が当然赤字を生むであらうから、その穴埋めといふことではなくして、

新らしい何か給与の改訂の對象、或いは先ほど出ました日直、宿直料の国家公務員にまだ満たない問題に對する裏付といつたようなものに、当然使われようといふものではないか。ところがそういう点はやはり或る程度切つておいて、それでこれが全体の、この前の財政計画の中に、ただ五十億というものが自然の姿で流れて行くといふのは、これはまだ腑に落ちないように思ふのです。

○政府委員(武岡憲一君) 今回の財政計画の修正によりまして、給与関係の経費として八十七億何がしといふものを増額をする、これは先ほど来申し上げておりますように、大体今回の予算修正の御趣旨だろと思ひます。ただその中で、どういう部分で、どういう方法で、どういう点で給与関係の経費を増して行くかという点につきましましては、これは現在使つておりますところの給与単価というものが基本給なり或いは手当なりといふものの見方が低いという見方もございまして、それから又、或いは又このほかの問題といたしましては、昇給財源の見方が足りないといふ点もあらうと思ひます。そういうこととどの程度かけたいかというのを、今回このように五十億の増加という点が先になつておるから、それを合算にどの程度の修正ができるかという点に帰着したわけでありまして、それにつきましては、先ほど申し上げましたように、給与の単価の間

題が実に大きい問題でございますので、それを一率に三百何十円高いといふことで調整いたしております点につきまして、国家公務員の職員の予算単価といふものを一応の目安といたしまして、若干の、一番問題点でありました基本給の改正という点に重点をおいて直したわけでありまして、勿論今回の修正が五十億ではなく、更に百億といふような若し増額を頂けるような御修正であれば、もつと直したい点

が給与の關係におきましてあるわけでありまして、当初といひますか、今回の本予算の編成の過程におきましても、私たちは一応全面的にこの給与単価の調整という問題を解決する意味におきまして、国家公務員にこれを計算すれば、どのくらいになるかといふ数字を一応出して見たのでありますが、そうすると、その關係で百二十億要るという数字になるのであります。そういうようなことは今回望みませんので、まあ与えられました財源の範囲内において、最も今の段階では合理的ではないか、合理的とばかりは申し上げかねると思ひますが、まあ止むを得ずやるのだといふことで、かような修正を考へたわけでございます。日直、宿直の単価を殖やして、給与単価を下げたらいじやないかといふことも、一つの御意見かと思ひますが、全般的に給与費といふものが充實されて参りますれば、従前より余ほど改善されて行く、かように考へております。

○加瀬完君 我々が問題としておりますこの単位費用の問題、この単位費用といふものは、当然二十八年度を見通しての昇給とか或いはいろ／＼の手当といつたようなものが含まれて、すべ

ての単位費用が計算されておるのじやないですか。

○政府委員(武岡憲一君) この単位費用の算定におきましても、給与費をどのように見るかというところは、小学校中学校の教育費の算定の場合と、それからその他の土木費でありまつか、経済費でありまつか、そういうものにおけるものとは若干違つておるのではありません。一般的に土木費とか経済費とかにおける給与費の見方は、これもこの前申上げたのでございしましたが、標準規模の中で、一つの土木の行政をやるために何人の人が要るか、その人の待遇をどのぐらいの程度にすればよろしいか、というランクのものが何人というふうな規模を想定いたしておりますが、大体の目安は成るべく今日の経済並びに財政を基準とする理想的な行政水準という考え方でございしておりますが、これは勿論絶対的なものじやございません。そういう意味におきまして、人件費給与費を算定いたしておるわけでありまして、従つてそれは立法の何と申しますか、基準と申しますか、法律に規定をいたしております何級何号のものは幾ら、こういうものをその通りに計算をいたしておるのでございまして、個々の人間を予定するのじやございませんので、そのものについてその単価が高過ぎるとか低過ぎるといふ問題は起きないわけでありまして、それに伴いますところの諸手当等も、これは法令上のものをそのまま用いて計算をいたしておるわけでありま

○加瀬完君 基準財政需要額の算定の場合には、当然例えば給与であるならば、給与の一年に増大して行く幅とい

うものを見通して基準財政需要額が算定されて来るはずだと思ふのです。そういういたしますれば、財政計画におきましても、当然そういうものが総合されて出たものでありますから、この前の財政計画の中には、二十八年年度の給与の単価平均の増なり、或いは総額としての増なりというものが見込まれておるなければならぬはずのものだと思ふのです。一応見込まれて計算が出たものの上、更にこの五十億というものによつて、ここで給与単価を引上げたりなどするということ、前の計画というものが非常に給与単価というものを低く見たり、或いは増加の幅というものを狭く見たりして、無理をした財政計画ということになるのじやないか。毎年そういうふうによつて来たのですか、財政計画の立て方というものを、或いは平衡交付金の対象というものの考え方が、そういうふうによつて来たのじやないかと疑問を持つわけですか、その点……

○政府委員(武岡憲一君) 財政計画については、加瀬さんのおっしゃる通りなんです、私も先ほど申上げておりますように、これは必ずしも地方の実態と申しますか、地方で少くとも欲しいと思つておるものに比べますならば、低いと思ふのです。財政計画が低かつたと思ふのであります。そういうような意味におきましては、これは五十億或いは百億増やしまして、私は見方によりましては地方の現実にまだまだ低いということが言えるかも知れませんが、さういふ意味におきまして、今回八十七億追加になりますれば、その程度従前よりはレベルが上つたし、給与に對する地方財政全体としての財源

は非常に充実されたということが言えるわけでございます。

○加瀬完君 この間の奈良県の例もありませんので、ここで一つ念を押して伺いたいのではありませんが、国会の結論というものは、この修正によりまして給与改訂にたくさんの方針を投入しておるわけでありまして、これが又都道府県なり、市町村に参りまして、地方財政計画の修正された目的というものが疎離されるような結論を出されては困ると思ふのであります。その点この前の奈良県のような例が起らないようにするために、どんなような御配慮をお考えでございしますか、お伺いいたします。

○政府委員(武岡憲一君) 各地方団体に對しまする財源の配分の問題、殊に差向は平衡交付金の配分の問題でございしますが、これは私も従来から法律の定めるところに従ひまして厳密に計算をして計上いたしておりました。勿論これは団体にによりまして、各地方団体の財政の、状態というものは必ずしも一律でございせんし、平衡交付金自身は一応は基準計算で財源の配分をいたしたものでございします。その財源の実情と申しますか、その実態からみまるといふと、その間に交付金と地方税の財源を併せまして財源の在り方というものは、多少の厚薄があるというところとは、これはもうあり得ることだと思ふのであります。又これは実際と申しますと、財源の範囲において、財政を運営するといふ財政運営者の私は気持というか、心がまえが問題になると思ふのであります。やはり取立て放漫とは申上げませんけれども、財政計画なり或いはそれによつて算出されまして各

団体に配分されます財源というものと離れた、或いはそれにマッチしない財政の運営をやつて行きますと、これはどうしても赤字は止むを得ないと思ふのであります。併しながら二十八年度におきましては、今回御修正の御趣旨等もございまして、相当地方の財源も充実されたので、各地方に對する財源の配分には、今後とも一層注意をしまして、各団体ともさうな欠陥のございせんように十分努めて参りたいと存じます。

○加瀬完君 そこで問題は、又単位費用に返つて来るのじやないかと思ふのであります。と言いますのは、給与改訂の算定書による増収分だと言いましても、そこに只今御説明の平衡交付金は基準計算でやるといふことなんでしょうが、基準計算といふことになりまして、基準になる単位費用といふことが問題になつて来て、それをしつかり抑えておきませんでは、やはり給与改訂の算定書といつても、ほかの目的に使われるということも考えられるのです。単位費用或いは基準計算の基礎というものが、はつきりしておらなければ、何に使われても余り文句が言えないといふ事態を生ずる虞れはないのかという問題なんです、その点……

○政府委員(武岡憲一君) この点は先ほど申上げましたように、基準財政需要額として算出されますものの額、その総額が今回の計画の修正によりまして財源並びに歳入がそれより増加されるわけにございしますから、基準財政需要額自身も従前考へておりましたものよりは、相当額多いと申しますか、高きことを確保することができるとし、又そういうふうな計算をいたすつもりで

ございします。各団体に對する配分の問題でございしますが、これは単位費用自身は、これはどの団体にも一律に適用いたしますので、各団体毎には画一的の測定単位の数値というものがどれだけであるか、それに対する補正がどのように行われるか、これによりまして各団体に配分される交付金の額というものが變つて参るわけにございまして、それを適切にやるということ、極めて端的に申上げますならば、各団体に對する補正というものがうまく行つておるかどうかが、又半面基準財政収入額の見込みというものが、果して適切にその団体の実情に即したような測定をしておるかどうかというふうな、かような点が問題になると思ふのであります。これはここ数年來、交付金の配分上常に問題となつておりまして、私もそのたびにいろいろの研究を進めて参つておるつもりでございまして、今度もさうな点につきましましては、万遺憾のないように努めて参りたいと存じます。

○加瀬完君 そこで給与単価でありまして、給与単価は若木委員の質問にお答えがありました、例えば教員給与であれば、あの単価というものを各都道府県一律に抑えて行くのか、又日直、宿直の場合は三百三十円なり二百五十円なりという単価を実績にかかわらず抑えて計算をして行くのか。

○政府委員(武岡憲一君) 単位費用の計算におきましては、各団体の給与の実績でございしますとか、或いは手当の実績というものは、これは問題にならないわけなんです。どこまでも標準団体に基いて計算をするので、その団体自身は一つの架空的なもので

ございまして、そういう標準なものとあるとすれば、その教員の単価はどのくらいになるか、或いは手当はどのくらい支給するかということを想定して参るのでございまして、これは財政計

円で済んで、後の二億一千万円というものは何に使つたらいいかまだきまつておらない、こういうような御答弁であつたように思います。その後これはどういふふうにきまりましたか。

團に盛られておるものをそのまま用いて計算をするわけでございます。各団体ごとに見ますのは、これは先ほど申し上げておりますように、それ〴〵数値を補正して、それに対してその団体団体の基準財政需要額を一々測定して参るのでございますから、その点におきましては各団体のニュアンスというものが出て参ります。その額と一体その

○国務大臣(塚田十二郎君) その問題は依然としてまだそのようになつておるのであります。ただこの機会に付加加えて申上げさして頂きますれば、結局この二億一千万が当初の予算修正の提案者の考え方と違つて必要でなくなるということであれば、地方財政の全般の赤字の中の穴埋めになる、こういうふうになるのであります。

団体の実績との間にどれくらい開きがあるかということが、むしろ御指摘の問題であると思うのでありますが、これは基準財政需要額自身が財政計画の全体、その団体に必要な歳出の全体を測定するものでございまして、やはり税収が従来でございまして七〇％、交付金の中でも九二％というもので、必要最小限度で行政費を抑えて行

○若木勝藏君　そこで私は先ほど来い

ろいろ伺つておつたのであります。が、この法律におけるところの単位費

用の問題は、これはどうも私はまだ先

ほどの財政部長の御答弁では満足な答

弁を得ない非常にあいまいということ

になつておる。これに対して長官はど

ういうふうにお考えになつておるか、

その点伺いたい。

くことになりましたので、基準財政需要額と、その団体に必要なと申しますが、実際に支出しましたものの総額とは合わないわけでございます。おおむねむしろ基準財政需要額のほうが、平均的に申しますれば大体七・八〇％、八〇％程度に算出されるのが例であります。

○国務大臣(塚田十一郎君) この点は私も正にそうに感じておるのでありますますが、ただそのあいまいだということとは、実はこの財政計画の上に出て来る額全体の平衡交付金の総額と、それからしてその各費目別の割振というもの、それからして個々の単位費用用を累積して出て来る財政需要額という

○若木勝蔵君 私からも関係して又何
いたいと思うのでありますが、先般人
事委員会との連合審査において、自治
庁長官からこういう答弁があつたので
ありますが、まあ非常に困る、初めに
おいては三億六千万円というものが三
本建に使われるというふうなことであ
つたけれども、のちには約一億五千万
ものを、別々に計算をしておるもので
あるからして、これは勿論よくない方
法であります、止むを得ざる事情に
おいて、そういう工合の現実の計算の
仕方になつておるために、そういう結
果が出て来るのである、こういうよう
に御了解願いたい。

○若木勝蔵君 何だか今の御答弁私よ

くわからないのでございますが、結局この単位費用は当然変らなければならぬと、こういうふうな工合にお考えになるのですか。

○國務大臣(塚田十二郎君) ですからして、先ほど武岡財政部長も申し上げましたように、一応びちんと合うようになつておらないからして、これで以て今御審議願つておる單位費用で計算をして見まして、そうしてその上で出て来た基準財政需要額というものが、今度のこの予算修正の趣旨に合致するように出て来れば、少くともこの給与費の単価というものは変らないで行ける

んじやないか、その場合には勿論そのほかの部分が変わる、従つて必ずどこかの部分では必ず変わる、併し、必ず個々の財政計画の内訳で、今申上げました給与費八十七億だと申したというこのような数字にぴちんと合うように必ずしも変らないのじやないか、こういうことであつて、変るということとは間違いないわけでありませう。ただその間の

数字が財政計画の内訳の数字とぴちぴちと合うように必ず給与費が變るのかと
いうことになる、そうばかりとは申
上げられない。それは実績を計算して
みた上で、この修正の趣旨に合うよう
に案内出て来るかもしれないし、若し
出て来れば、その他の面で變えて提案
者の趣旨に合うように、従つて現在出

ております。この御養護願つております單位費用自体の中に、そういうあいまい性と申しますか、はつきりと実態とマッチしていない面があるという御指摘は、まさにその通りだと思います。

○若木勝藏君　そこで今御答弁のあつたような点に關しまして、当初の財政

計画と何ら変りない場合に、この単位費用が載つておる法律であれば、私は了承できる、ところが明らかに財政計画法が變つて来た場合において、これは今あいまい性というお言葉がありましてけれども、私は明らかに變ると思つたけれども、そういう場合に、この単位費用を、法律事項として在来のもとの態度を異にして、こういうふうに載せるようになった趣旨から考えまして、この法律を提案のあなたはこういうふうに行後お考えになるのか、若しこれを訂正して出すということになれば、国会法に基き議院の承認を得ればできるんだ、あなたはこういうふうにお取扱ひになるか。

○國務大臣(塚田十一郎君)　ですから私もとして、「一番大事なことは、今度のこの予算修正によりまして、提案者のお考えになつたように、給与費の面において、十分の考慮が、財政計画の上でも行われたのであるからして、各府県へもそれが十分行われるように」

だと思ふ。そこでその目的に合うように、今御審議願つておる單位費用によつて計算して参りましたものが出て来れば、少くとも給与の面では変えないで、その他の面で單位費用の変更を行なつて、そうしてその考え方にマッチするようになして行く、又どうしても給するの面では、

とわかないものでありますから、
 う実態が出て来るならば、給与費の面
 与費の面で変えなければならぬとい
 で今後単価を変えて行く、どちらにい
 たしまして、今急にはどういう工合
 にするのが果してこの修正の提案者の
 気持にぴたり合うものになるかとい
 うことは、修正した計算をして見ない
 とわかないものでありますから、

今日のこの段階では非常にできにくいから、あとで一つやらして頂きたい、
 こういうふうに考えております。

○松澤義人君 関連して。それでは堀田さん、結局私はさつくばらんに言つて、当然単位費用というものは変る。特に或る給与費なら給与費というものの面において変る、併しできないのである、現実にはできない。法律をもう一度撤回して再提出するということもできない、結局政令かなんかでやりたいうい、変るならばやりたい、こういうお考えじゃありませんか。さつくばらんに言つて。

○岡勢大臣(蒙田十一郎君) その点はほ

この間合同委員会で、若干この前のこの委員会の発言を訂正させて頂かなければならないと、あのときも申上げたのでありますが、あのときは私も若干の点で誤解をしておりましたので、そのように考えておつたのであります。併しよくその後説明を聞いて見ますと、今申し上げたように、むしろ

今にわかに単位置用を要するといふことよりは、実際に計算をして出て来た結果を見ながら直して行くということが一番いい方法だ、この目的に合致する方法だというように考えられますので、その結果を見てからやらして頂きたい、こういうように実は考え方を改めたわけがあります。

よくわかるのであります。勿論それは正確に計算しなければいけないと思うのですけれども、併し先ほど武岡財政部長の話があつて聞いていたのですか、ここにもやはり原則論と申しますか、狸窟の面とそれから修正されたもの

の取扱という現実のものが、非常に混同されているわけだ。理窟の上から言えば、必ずしも修正になつたからと言って、すぐに単位費用を變えるかどうかという事は、検討してみなければわからない。併しまあ一方から言えば、給与費が上つて行けば、当然単位費用というものは變えて行かなければならぬ。やはりここでも理窟の面と実際の取扱の面とで非常に混淆したところがある、こう考へて見ますと、面子とか何とかという事は別として、やはり變る可能性が非常に多い。併しそれは計算してみなければわからない。計算して變るようだとしたら、とてもこれは法律を撤回して再提出するということではできないから、政令に譲らして頂きたい、こういうことが大體の骨子じゃないでしょうか。

○國務大臣(塚田十一郎君) その通りなであります。

○加瀬完君 關連して。まだ私はわからないのですけれども、結局財政需要額を八〇%なり七五%なりというものに抑えて今まで計算しておつた、だからここで給与費の増額というものは出て、これを七五%のものを八〇%に、八〇%のものを八五%に少しふくらませてやれば、五十億ぐらゐは適當に行くだという事なのか、そうでなければ、給与費というはつきりした枠に抑えられておるから、これだけの額を給与額に幅を持たせるのだということなのか、そうであれば、単位費用をはつきりと改訂して計算をするのでなければ、その目的は達しないように思われるのですが、その辺はつきりさして頂きたい。

○委員(内村清次君) もう一遍よくわかるように質問して下さい。

○加瀬完君 あなたがたのおつしやることもよくわからないのですけれども、この前からの話を伺つておりまして、五十億ぐらゐのものはいろいろのふくらましの場合でどうにでもなつてしまふのだというふうなお言葉もあつたわけで、そうすると、基準財政需要額というものが出て来るのだけれども、それは大體一〇〇%に見ないで八〇%ぐらゐに抑えて判定をしておる、その八〇%を八五%ぐらゐにふくらませてやればその五十億という問題も自然と解決することになるのだ。給与費の増額ということにもなるのだから、そういうふうな計算をするので、特別に単位費用を云々するということの必要はないのだということなのか。そうではなくて、只今長官のお言葉のように、国会できまつたものなのだから、その目的を確定に現あるならば、単位費用というものであるならば、単位費用というものを改訂をして行かなければ、給与費の増額というものはびたりと出て来ないであらう、こういうふうに思ふだけども、単位費用が随分あいまいになつておりまして、給与費がこれだけ増額したのだという判定をしたのかということ伺いたい。

○政府委員(武岡憲一君) 平衡交付金の算定上、いわゆる交付基準額と、配分すべき普通交付金の額との間に、昨年の例で申しますと、五十億前後のずれがあつたということを申し上げたわけでありまして。その点は只今御質問のような基準財政需要額の見方というものを、財政計画に現れておるところのいわゆる標準財政需要額というふうな區別して呼んでおられますが、その區別に必要な全体の需要額の八〇%程度のものに基準財政需要額を抑えておるために、その五十億程度のものは、その間の加減でどうにでもなると、こういう意味で申し上げるのではありません。いわゆる全体の標準財政需要額に對しまして、税の七〇%、それから交付金の九二%、これで算定をいたしますと、この基準財政需要額というものは、これはもう動かないものなんです。ところがその基準財政需要額を算定いたしましたので、それから一方基準財政収入額を計算いたしまして、その差額を平衡交付金ということに建前上はなるわけなんです。その場合に、財政計画面上、配分すべき交付金の額が仮に一千億なら一千億だという場合に、その各団体ごとに計算をした基準財政需要額と、各団体ごとに別に計算をした基準財政収入額との差が丁度一千億になるような計算ができるものならば、これは問題がないわけなんです。ところが實際には大體今の基準財政計画の全体の規模というものを一応想定いたしまして、それに対して基準財政需要額というものが、大體どれぐらゐのものか、いわゆる八〇%の枠に大體抑えるわけなんです。そういうものを、目安といたしまして、その基準財政需要額を算定する基礎として、単位費用を今ここに定めるわけなんです。その場合に大體基準財政需要額として仮

に二千九百億なり三千億程度のものがございますが、仮に三千億なら三千億の基準財政需要額を算定するために必要な単位費用は一体どれだけかというものが、一応の目安になるわけなんです。ところが初めから三千億の基準財政需要額というものをきめて、そうしてそれを各行政項目別に割つて、その三千億の中で土木費は幾ら、教育費は幾ら、経費は幾らと、こういうふうな需要額が分れるわけでございます。その土木費の需要額の中で、その需要額に見合うところの、と申しますか、その需要額の算定の基礎になる測定単位の數値、仮に人口でありますれば人口が何人、これは補正いたしますと、補正された人口が何人というものが出て来るわけでありまして、その人口で割つたものが、実は単位費用になるわけでありまして。ところが一応それが三千億なら三千億という目安を仮に置いて、それから逆算と言へば逆算に置いて、それから計算をして仮に単位費用を出しても、實際に各団体ごとに計算をして来る場合には、一万有余の団体から、それ〴〵人口が何人、それから又面積は幾ら、生徒數が幾らと、こういうふうな細かい數字が出て参ります。それを基にそれに〴〵細かい具体的な補正をやつて數字を出すわけなんです。従つてそれをずつと積み上げて計算をして参りますと、それを集積したものが必ずしも三千億にならないわけなんです。これは初めから三千億ときまつたものを、各団体に配分するわけじゃない、數字自体は下から積み上げて参りますので、どうしてもその間にずれが出て来る。これがどうもこの三千億の財政需要額を測定するに當りま

して、財政収入額との差額に對して、昨年ですと五十億、お示ししました資料によりますと、二十六年では三十億程度だつたのでございまして、この程度の誤差は、誤差というよりは差額というものは、どうしても出て参るわけでありまして。その場合に、問題は基準財政需要額の改訂、仮に今の三千億という目標できめたところの単位費用が、現実に計算をして見ると、實際にあるものよりは多かつた、財政需要額の測定自身が多過ぎた、そのために基準財政収入額との差額が千億となるべきものが実は千百億になつた、こういう結果が出て参つておるわけですが、仮に五十億という數字で申しますならば、千億であるはずのものが、千五十億という差額が出て来た、この程度のずれは止むを得ないということを実は私は申し上げておるのであります。そこでその場合に今の例で申上げますならば、千五十億というふうに算定されるような単位費用というものは、實際平衡交付金を財政計画通りに適用するならば、もう少し低い単位費用でもよかつたわけですが、それだけ多いということとは、財政需要額の見方をそれだけ多く見ておつたということになるわけでありまして。そこできような程度のずれは、どうしても単位費用の計算上出て参りますので、今度単位費用全体の財政計画におきまして、五十億の平衡交付金が追加になつたといひますと、今の千億の平衡交付金が千五十億円になる、そういういたしますと、今の計算のままで行きますと、どうせその差額に出て来るものは千五十億でありますから、今の単位費用を以ちまして計算いたしましたものの差額が千五十

億、それが従前のままであれば五十億の差があつたはずのものが今度五十億が追加になつたからちよつと／＼と、こういう結果になるわけでありまゝ。本来から申しますならば、そういうように千五百億になつたときのように、実は今の単位費用をきめなければいけなかつたわけでありまゝ、これはたゞ／＼数字が一致するのだというお話を申上げておるのでありますが、実際にはさういふは参りませんけれども、理窟から言へば、そういうことになるわけでありまゝ。そこで今度五十億追加になる、財政計画上の給与費なら給与費というものが八十七億増えたからと言つて、単位費用をすつとそのまゝ上げて来ますと、その差額は依然として残る、差額は残しておいても、理窟から言ふならば、どうせ前からあつた差額だし、追加になつた分は追加としてこれは別問題だ、だから差額は幾らにならうと、財政需要額の測定自身を延ばしたらい、これは一つの御意見だろと思ひます。そういうふうな延ばして参りますと、まあ各団体に配分いたしますときには、調整率の關係がございまして、各団体にそれを千五百億のものを千億に圧縮して配分しなければならぬという問題も起つて参りまして、成るべくならば、その調整率の幅は狭いほうが理想に近いと思ひますのでありますから、その程度のものであるならば、今の単位費用を千五百億になるような現在の単位費用を使ひして頂きますと、実際の配分には余り大きな支障はないということを実は申上げておつたわけでありまゝ。ただその中で問題になりますのは、同じ千五百億、三千億の財政需要額の算定

も、その中で給与関係の経費というのとして見ておつたものと、その他の物件費なら物件費として見ておつたものの財政需要額の割合というものが、仮に割合というものがあつたといつたものと、今度の修正によつて、同じまあ仮に中身も三千億であつても、給与関係のほうに重点を置くのだ、こういうような修正があつた場合に、今のまゝの、たゞ／＼今の単位費用で測定されたその三千億の内容そのまゝでいいかという問題はこれにあると思ひます。従つてこの点を十分に出た数字によつて検討いたしまして、今の単位費用を今のまゝで計算したところの財政需要額の内容が、それによつて算出された基準財政需要額の内容といふものが、今回の地方財政計画の修正されました予算書の御趣旨に合つておるかどうかというものが、私は問題になるだらうと思ひます。従つてその点を十分に一つ検討いたしまして、これはたゞ／＼数字は仮に三千億といふことで、数字は一致するけれども、内容が非常に合わない、給与費の見方が非常に足りないのだといふことでありますれば、単位費用を変えて、物件費のほうを減らし給与費を増やそうというように修正をしなければならぬと思ひますが、併しなから大体まあ前回申上げましたように、単位費用の算定の基礎になる給与費と物件費の割合の見方も、一応は現在の地方財政計画の規模を目安にいたしておられますけれども、その間に厳密な基準といふものが、絶対的な基準といふものがあるわけではなくて、大体を見てやつておられますので、まあこの財政計画から申しますならば、二千億から三千億近くの給与に関する経費の

中で七、八億程度のものが修正になりました。八億程度のものが修正になりました。その給与費全体に現われて来る給与費のウェイトが非常に変わらなければならぬといふようなことには或いはならぬのじやないか、これは私たちがの期待でありまして、さうなことであれば、今のまゝで使ひして頂きたい、併しそれが趣旨に副わんといふこととあれば改正をしたい、かように申上げておるわけでありまゝ。

○加瀬完君 よくわかりました。そういたしますと、結局その誤差が当然出るのだから、今のまゝで使ひしてもらつたほうが却つて都合だといふことになると思ひますけれども、この誤差といふものを検討いたしますと、財政需要額の総体について出る誤差なんです。給与なら給与といふものについて出て来る誤差じやないのですね。そうすると財政需要額の全体について出て来る誤差のために、さういふふうに使ひするといふことは必ずしも；今度は財政需要額で一番幅を占めるのが給与費でありまゝしうけれども、給与費のこの国会で議決をされた目的の通りに具体的な表現が出て来るかといふと、それはならないですね。その点給与費といふものは、測定単位もはつきりしてゐるわけでありまゝすから、単位費用といふものを上げてはつきりとして出て来るものなんです。ほかのものとは比べれば、それを単位費用を変えないでやるということにいたしましたと、給与費の増額という面を打ち出されたものが、事実上さうではなくて、総体的な財政需要額の穴埋のほうに廻つてしまつて、本来の目的が薄まつて来るということになりかねないと思ひますが、その点はどうなんですか。

ようか。

○政府委員（武岡憲一君） 只今の例で、その五十億の誤差と申しますか、差額といふものを仮に無批判にそのまま押し通すといふことになれば、或いは御指摘のような結果が出るかも知れないと思ひます。そこでそれは私も先ほど申上げたのでございしますが、従つて仮にその五十億の誤差があつたものとしまして、それをそのまま今の単位費用のまゝで用ゐるといたしまして、その場合、その内容をそれによつて出て来たさつき説明で、まあ三千億の基準財政需要額の内容を検討しなければならぬじやないかといふことを申上げておるのであります。従つてその中で、若し非常に極端に、この給与費とそれからその他の物件費の割合と申しますか、或いは全体としての給与費の重要性といふものが、今回の修正に伴うような趣旨に副わぬ、給与費の見方が非常に少な過ぎるというやうな結果が出るようではございませう、これは又修正の趣旨に従ひまして改めて参らなければならぬといふことを考へております。

○加瀬完君 その基準財政需要額の内容といふものは、測定単位に変化はないわけでありまゝすから、単位費用といふものをきちんと改訂して、新しいものを精算単位にすることとてなれば、はつきりと給与費の増額といふふうには打ち出されて来ないと思ひます。で、ただ実際に計算をされたものから、その内容を検討いたしました、お前のほうは給与費に廻わしてないじやないか、お前のほうは目的と違つたやうに廻わしてゐるじやないかと言はれることは、甚だ不親切な話

です。初めからこの財政計画の修正の目的のような数字が、誰が計算しても出るやうに、単位費用といふものを變えて行つたほうがよろしいのじやないかといふものが、理論的には私は打ち出されなければならぬと思ひます。が、どうお考えなんでしょうか。

○政府委員（武岡憲一君） それは只今御審議を頂いておりますところのこの単位費用の中で、給与費とそれから物件費と申しますか、その占める割合といふものが今回の修正の趣旨にも初めから副つていないのだと、こういうやうな前提で御覧になりますれば、もうそれはその通りになると思ひます。それはその通りになると思ひます。ただ併し、これは各行政項目ごとに、単位費用ごとに、その中に見ておりますところの給与費の見方といふものが必ずしも一律ではございせん。で、大体から申上げますならば、義務的な経費が殆んど大半を占めておりますやうな小中学校の経費といふやうなものにつきましては、その給与費のウェイトといふものを、実は単位費用の計算におきましても相当重く見ておるわけなんです。それから又そのほかの各種の行政項目について見ましても、単位費用算定の中に占めておりますところの給与費と物件費の、割合と申しましうか、或いはこれを逆に申しますならば、財政計画全体とこの基準財政需要額との圧縮の割合、財政計画から基準財政需要額に対する圧縮の割合といふものは、給与費とそれからその他の物件費と必ずしも一律ではないのであります。即ちそのしわといふものはどつちに寄つてゐるということは、一律には言えないわけでありまゝ。給与費にしが寄せられ

ふうな、大体的に言へば、御意見じやないかと思ひますが……

○加瀬完君 そういふ傾向を打出さなければならぬのじやないか……

○政府委員(武岡重一君) 誠に御尤もなものでございます。ところが實際問題としては、実はかような状況でございまして、即ち、今の修正前の財政計画の総体の規模が八千四百七十七億でございます。その中で給与費として算定されておりますものが幾らかと申しますと、ざつと申しまして二千九百億であるわけでございます。これは今度の追加分を入れてでございますが、その二千九百億の財政の規模に今度八十七億加わるわけなんです。そこで今御審議頂いておられますところの単位費用で、以て財政需要額を計算した場合に、それは勿論これは財政計画上の数字が給与費二千九百億なんです。二千九百億そのものは基準財政需要額の中に入りません。平均して八〇%なら八〇%入るわけです。そこで今の単位費用で計算をした基準財政需要額で算出される給与費の額というものが、丁度この二千九百億にびつたりマッチするのだ、こういう数字になつておりますならば、これはもう加瀬さんのおつしやる通り、今度はそれに八十七億プラスをするという、こういう単位費用が考えられなければならぬわけです。ところが實際にはさうなことでなくて、まあその誤差の問題は、いい悪いの問題は別といたしまして、あるのと、それからもう一つは各単位費用ごとに見ておきます給与費と、それから物件費の割合というものが財政計画上におけるこの総体の八千四百億と二千九百億と丁度同じ割合で必ずしも入つておらな

いのでございまして、これは先ほど申し上げておきますように、単位費用によりましてはすでに給与費のウェイトというものを相当重く見ておる対象があるわけなんです。義務教育関係経費につきましては、殊にさうなことでございまして、相当多くの給与関係の経費を今の単位費用で見ているわけでありまして、そこで今度八十七億加へこれにそのまゝプラスするといつたしまして、総体といたしまして、仮に二千九百八十七億というものがこの中で見るべき給与費の額であるといつたしまして、今の単位費用で計算したものがその二千九百億に更に丁度八十七億ほどプラスしなければ合わないような数字になつてくるのか、或いは今のままで行つても単位費用によりましては相当給与費を見ておるものもあるのだから、實際にこれで算出したものも丁度二千九百八十七億今大体見合うような単位費用になつてくるかというのが問題だらうと思ひます。その点を一つ再検討いたしまして、これはどうしても仮に二千九百八十七億なければならぬものが二千五百億しかない、こういうような単位費用になつておるといふことです。これは当然その給与関係の経費を直さなければならぬ、さうでない限りにおきましては、その程度のズレはあるんだから、今のままで行つてもこの修正の御趣旨に副わないといふことにはならないんじやないか、これはまあ初めからきめてかかつておるわけではございせんが、去年よりはたま／＼五十億のズレがございまして関係から、今年は更に全体の財政需要額は去年より殖えておりますので、その総額の程度も或いは多少殖えるというようなこ

とも或いは考えられますので、そういうことを恐れておりますので、さうであれば、その出た単位費用によつて算定された財政需要額の中味を再検討いたしまして、今の例で申します二千九百八十七億程度の給与費といふものの重要性を十分に反映したものであるならば、このままでいいんじやないか、さうでない限りにおきましては勿論これは修正する、かように申し上げておるわけでありまして。

○若木勝蔵君 先ほど来の加瀬君の質問に対する応答をいろ／＼聞いて見ますに、問題ははつきりしているんです。政府の答弁ですが、この単位費用でやつて見て、さうして五十億を増した場合の計算をして見て、或いは大した誤差がないだろう、普通の場合においても少し誤差があるといふことは止むを得ないものである、併しこの場合においても誤差はあるかも知れませんが、それからその計算によつてこれは取計らつてもいいんではないか、その結果を見てやつてもいいんじやないか、こういうような御答弁なんです。ところが加瀬君の質問の趣旨を私考えて見ますに、そういうことをやられたんでは単位費用を法律で以てはつきりきめておかないと、どつちへ持つて行かれるかわからない、そこで単位費用を法律で以てはつきりきめるところの根拠がある、こういうふうな聞いています。そこで私は實際の計算の結果、この単位費用で合うか合わないかといふようなこと、或いは誤差が生ずるか生じないかといふようなことは、そんなことは問題でないであります。それはびたつと合う場合もあるだろうし、

前年度におけるこの単位費用によつて前年度の交付金とびつたり合つているか、或いはズレがあるかも知れませんが、そんなことは問題でない。そこでさういふ基礎になるところのものを、不確実性なものを単位費用としてこの法律を通すか通さんか、ここに問題がある。法律上の責任を政府はさういふふうな考えるか、ここなんです。そこで今さういふ計算上大した結果に至らないであろうから、一先ずこのまゝに通してもよいではないかといふことになりまして、さうと、政府は法律に對するところの責任を感じておられぬ、私はさう考える。我々がこの法律に對する審議に當つておるものとしては、さういふふうな態度でもつては行き得ない。何のために一体この単位費用といふものを法律事項として扱うようになったか、その趣旨からいつても、まさにさういふふうに行かれない。この点をどういふふうにするかといふのがこの法律の問題なんです。だから私は先ほど来、この点について議院の承認を得れば改訂して再提出ができる、こういう手続もあるのだ。政府としてはどこまでもこのまゝにして、さうしてまあ作業の途中でもあるし、国会が終つたならば、政令でもこれを變えてもいいんじやないか、さういふふうな安撫な考え方であるならば、我々はそれに対して絶対反対する。国会の会期中です、現在は……。今日も明日もある。さういふときにさういふことを見越してこの法案を通してはどうだろうか、さういふふうな計算上大した差がなかつたらいいではないかといふことで、政府の当局が押し

て反対である。そこで今三本建の問題がある、さういふふうな確実性のない法律の上に立つて、さうしてこの平衡交付金が一応算定されて行く、その上に更に二億五千万円積んで単位費用を今度は變えて三本建を持つて行くといふことになれば、その三本建による一億五千万円を交付するといふその基礎がすでに脆弱だ、さういふところに影響するところの問題が私はあると考える。政府としてはさういふふうなこれに對するお考えを持つて答弁されておるのか。これはどうしても計算の上から大した差がないからこのまゝでいいんじやないか、さういふふうな態度なのか、この点も一度長官にはつきり御答弁を求めたい。

○國務大臣(塚田十一郎君) これはまあ何と申し上げればいいのですか、御指摘の通り私どもの考え方はそのようになつておるのであります。それじや今出しておる単位費用の法案といふものはそんな責任のないものなのかといふことであります。それはそんなことではないのであります。終戦前の財政計画に基いて私はさういふ単位費用でもつて計算をするのが一番いいと、さういふふうに考えて、この単位費用を出したわけであります。併しこれは實際にやつてみると、先ほどから武岡部長が繰々申し上げましたように、現実に、理窟の上ではさうあつてはならないのでございまして、現実にはさうきつと合うべきものではないのであり、現実には止むを得ず出て来るものが、今度の予算の追加でもつてたまにその数字と合うくらい追加が行われたものですから、その程度でうまくこの単位費用を使い、計算しました

結果がこの修正提案者の考え方とびた
り合うならば、この程度でやらして頂
くほうが、現実上止むを得ず出て来る
誤差を却つて正確に配分する基礎に合
致するようになるから、それでお認め
願うわけに行かないだろうか、こうい
うふうに考えておるわけでありませう。

それから三本建のほうはさつきもちよ
つと申上げましたように、これは私
もいたしましては、この法律さき
まりますれば、この五十億の中から他
の何か十分目的が達せられませんか
も、この三本建の法律の趣旨によつて
必要とされる費用というものは、必ず
単位費用を増加してあの法律を実施す
るということをはつきりと申上げるこ
とができるわけですね。

○若木勝蔵君 その点はわかりました
のですが、ところがそれは積重つて行
くものでありませう、三本建の場合
には……そうすると、その下のもの
が単位費用がはつきりしていないため
に、不確定なものの上に積重なつて
行くということになれば、これは一
億五千万円が或いは変つて来るのじや
ないか、そういうふうな不確定性が出
て来る。その前にこのものははつきり
しておらなければならぬ。ところが
この単位費用というものはいい加減に
きまるべきものではない。法律できめ
てあるから、当初の財政計画に基いて
できたところの単位費用であれば、そ
れはいけれども、財政計画の変わった後
においては、もはやこのものは死んで
おる、私はそう考える。そこにこのも
のの確実性がその法律を一体成立させ
るかどうかということについては、非
常に私は問題があると思う。そこを聞
いておるのです。あなたはそれでもこ

の法律はいいとお考えになるのかどう
か。

○国務大臣(塚田十一郎君) この点
は、どちらの教値によつてやるほう
が、国会の御意思に副うかということ
を私はむしろ重要に考えておるのであ
りまして、若木委員の御指摘のように
これだけ増えたのだからして、先ず単
位費用を全部変えて、その上に三本建
のものを更に変えろ、こういうこと
なるわけでありませう、それが却つて
我々の想像からすれば、計算をしてみ
れば、或いは提案者のお考えと違ふも
のになるかもしれない、その程度にし
か、今出しておる測定単位費用とい
うものは正確さを持つておらんとし
御指摘を受ければ、まさにその点はそ
の通りなものであります、併しそ
うものを作る以外には方法がないの
で、止むを得ず単位費用はこういう結
果になつて、今法律になつておるわけ
ですが、それがたま／＼ここに出まし
て予算修正と合せて却つて提案者の考
え方に合致するならば、それを一つ使
わして頂くほうが、この場合にはいい
のじやないか、こういうふうにお考え
おるわけでありませう。ですから、ど
ちらが私どもとしては国会のお考えに
合つた結果を現実には府県、市町村に平
衡交付金を配分する場合に出て来るか
ということを頭においてやるわけであ
りまして、理窟の上でどうあるほうが
いいのだということよりも、現実には私
どもは成るほどこのほうがよかつたとい
う結果になるならば、単位費用もあ
えて更にこの機会に変えないでやらし
て頂くわけに行かないものか、こうい
うふうに考えておるわけでありませう。

○若木勝蔵君 この点は非常に私は大
事な問題だと思ふのです。そういう
ふうに法律というものを、すべての法
律を現実の上から考えて、それに計算
でも或いはほかの事項でも合うよう
であつたならば、法律というものはどう
でもいいのじやないかという結論に達
しませんか、あなたのお考えでは……
そこなんです。法律として存在する以
上は、確固たる法律としての權威がな
ければならない、そこを言っているの
です。それでいいと言ふのですか。

○国務大臣(塚田十一郎君) 私も法律
として出す以上は、そのようになれば
ならないし、十分責任を持ち又權威の
あるものでなくてはならないと思ひま
す。併し事柄がたま／＼こういう事柄
でありますために、どんなに精細に作
業をいたしましても、なか／＼そうビ
ッチと数字が出ないわけですね。それ
でその出ない部分が別の面で補正でき
て、考え通りに行つたならば、私はそ
のほうに却つて理窟の上の考え方通り
に直すよりはいいのじやないか、こう
いうふうに考えるだけでありまして、
お考えの点は私も同感なんです。

○若木勝蔵君 これ以上には言へば意見
になるから、このへんで政府の意図が
わかりましたからとどめておきたいと
思ひます。まだこれに関連する質問が
あります。

○加瀬完君 長官のお考えの通りに私
も考えた場合です。基礎的な考え方
は、同じ立場に立つてきつきから議論
を進めていくのですけれども、ただ形
式的な合理性ばかりを追つていくわけ
じやない。この間も奈良県の知事を呼
んで、いろいろ話／＼合をしたのですが、
はつきりしていることは、それは奈良
県だけの問題じやなくて、大体地方公

共団体は給与費を切つて事業費に廻そ
うという傾向が強く出ています。又給与
費を切つて事業費に廻さなければやり
くりがつかないような状態に或る程度
追込まれていく。そういういたしますと、
紐付という言葉は変ですけれども、何
の紐付でもない一般の平衡交付金とい
うもので流した場合に、全部事業費の
ほうに持つて行かれることは、これは
必然なんです。そうすると、長官の言
うような給与改訂のための算定替の費
用というものははつきりと打出され
てこない。そこで単位費用というもの
を変えて、これはほかへ廻すべきもの
じやなくて、給与に廻すべきもの
という枠をつけないで、国会できめ
ていくのが私の立論なんです。そうでな
くてもできるのだという御説明があり
ましたら承りたい。

○国務大臣(塚田十一郎君) この点は
現実には給与費を切つて事業費に廻そ
うとする傾向があるということ、現実
の状態は、私もそのお考えとおる給与費
よりも、現実には私に高いわけですね。そこ
で私どもは、十分に現実には私に高い
給与費までも見ないのですから、従
つて財政状態が苦しい、そこで給与費
を切つて行くということになるのであ
りますから、そこで今度は給与費の面
は十分になるようにこの総体の金額が
出たわけでありませう。それを給与費と
いう費目で以てきちんと出す出さない
ということ、私は現実には自治団体へ
行つて給与費がどれだけ支払われるか
ということは、全然関係はないと思
う。又ないようになるのが平衡交付金

というものの本来のあり方なんですし
て、現在の支払い方も、我々が給与費
として考えている以上に支払われてお
りますし、従つて今度全体として予算
を余計とつて、余計金が行きさえずれ
ば、私は御懸念のような問題は起らな
いと、こう考えております。

○加瀬完君 起きているじやありません
か。この間奈良県知事をお呼びし
て、国会でこういう決議があつたのだ、
政府の答弁はこうであつたのだ、そこ
で五十億の起債の枠というものが許さ
れて、給与費に充てるといふことで流さ
れたものが、給与費に使われていない
じやないかというふうな問答が取り交
わされたわけですね。その傾向が単に奈
良県だけにどまらなくて強に出て来
るわけですね。而も奈良県の通りにや
つても、それで通るのだということに
なれば、公選知事の立場から、どつち
が得票が多いかということを考えて、そ
ういう手を打つということも又考えら
れるわけですね。さうにやつて参りま
す、国会できめましたところの給与
改訂の費用のための裏付予算だとい
うのも、その通りには使われたいとい
う公算のほうが大きくなる。それでは
駄目なので、単位費用というものを明
確にして、どの町村、どの都道府県も
単位費用による計算によつて、給与額
のこれだけの増が平衡交付金として配
当されたという方法をとつたほうが、
遙かに合理的じやないかというふう
に思う。

○国務大臣(塚田十一郎君) 私はその点
は加瀬委員とはどうしても意見が違
うのでありまして、奈良県の場合には、
あの場合の中央からの財源措置がたま
たま起債の枠というもので行つたとい

ばなすべき筋ではないと思えます。

○加瀬元君 平衡交付金の基準財政額の算定の基礎に、測定単位なり単位費用なりというのがあるのでしょうか。そうではないでしょうか。平衡交付金の総額というものが拡がった場合には、理論的には単位費用というものの単位価が上つてもいいはずですね。そうでしょう。そこでもつと平衡交付金の計算というものに、測定単位なり単位費用なりというものを今よりもずつと重視して、これにより正確なものを打出そうというふうな方法をとつて行つたほうが合理的だと思ふ。そうであるならば、今度の場合も給与改訂の費用というものが予算の上で打出されておるならば、比較的その予算目的が達するやうに単位費用を算えて行つたほうがいいのじやないかと思われるのです。そういうふうになれば、給与額の増加というものは、はつきりと打出されて来ることになるのじやないか。それでなくて現在の単位費用で計算をして、それでもう總体的な平衡交付金の枠がきまつているから、平衡交付金の総体が植えるのだから、地方公共団体にとつての収支は同じだと言いますけれども、各市町村に一つ／＼考えてみれば、単位費用というものはつきりと打出して計算したほうが、正確なものにより出るのではないかというふうな私どもはどうしても考えられるのであります。

○政府委員(武岡憲一君) 基準財政需要額の算定についての結局問題になると思うのですが、私も重ね重ねて申し上げておりますように、今回地方財政計画上、八十七億給与費が改善さ

れた、この趣旨は大いに尊重して、単位費用をきめておるわけでありませう。

問題は今まで既定の、すでにこれまでも財政計画を一応の基として計算しておる今の単位費用が、今回八十七億追加されて、つまり総体として二千九百八十億というものになった、その給与費の重要性に鑑み、なんと申しませうか、平衡交付金の配分という趣旨に合致しないというならば、これがいつてもその点を検討した上で改めるといふことを実は申し上げておるのであります。

加瀬さんがおっしゃいますのは、今度増えたからそれだけ増やすのが当然じやないかと、こういう御意見でありませうが、それは先ほど私申し上げましたように、今の単位費用の中に見込まれておるところのいわゆる給与関係の、ウエイトという言葉を使ひましたほうがいいかと思ひますが、それが先ほど私が数字で申し上げました二千九百億になるのだ、こういうことでありますれば、それは正確に八十七億というものを御指摘の通りここに加えるべきだと思ふのであります。併しながらそれは必ずしもそうなつておりませんので、平衡交付金の単位費用の定め方の性質上、丁度その二千九百億にマッチするやうな給与費というものが、今のすべての単位費用の中に盛込まれておるわけではございませんで、今度八十七億を附加えて、仮に二千九百八十七億というものを配分するための単位費用として適當であるかないかということ

は、これは計算してみないとわからないのです。その点を私は申し上げたので

○加瀬完君 大体自治庁の考え方はわかりました。そうすると、単位費用とい

うものはこういうように法律では打出してはあつたけれども、これは何も予算の総額との関係によつて打出されたものじやない。だから予算が振替るときには、単位費用の単価も上つて来ることになるし、予算が狭められたときには、単位費用も何パーセントというやうに打切られるわけですか。

○政府委員(武岡重一君) これもこの前も申し上げたのですが、本来概念的に申しますならば、単位費用というものは、そうあるべきものじやない。それは各地方団体が地方行政をやつて行く上に、合理的な水準における行政といふことを法律は言つておるのでありますから、そういうものが客観的に絶対的なものとして考えますならば、これは仰せの通り、いわゆる初めから或る程度予算にも関係がないし、国の財政なり地方財政計画というものと関係なしに、本来考えられる筋合いのものでございませうが、ただ併しながら現実にはなかに、そう単位費用というものを得ることができませんので、今の国の予算のあり方、又それに基く国の地方財政の、或いは国における経済と財政のあり方と言つてもいいと思ひますが、その下においては大体合理的な水準というものはどういふことかといふことをただ目安として単位費用を定めております。標準予算というものを、そういう前提において定めておるのであります。

○加瀬完君 一応の目安である、標準的なものである、だから若干の予算総額に変更があつても、単位費用を初めから改訂するほどの必要はないといふやうに解していいのですか。

の修正の程度だと思ひます。仮にこれがこの総額に比へまして非常に影響のあるやうな何百億といふやうな修正があるといひますと、それはおのずから考えなければならぬと思ひますのでありますが、今回の程度のものでございませうが、通常、別に自慢しておるわけじやございませうが、余り大きな影響はないのじやないか、かように考えております。

○加瀬完君 そうすると、さつき長官は、三本建の一億六千万の予算といふものは、これは三本建のための裏付けの予算であるから、この単位費用を要しなければならぬと御言明になつておる。一億六千万は要えなければならぬと、八十七億は要えなくていい、これはどういふわけですか。

○政府委員(武岡重一君) これは三本建の問題は新しい一つの制度ができるわけでありませう。そこで一つの新しい制度に基きますところの需要といふものは、これは、これは見て行かなければならないのであります。

○加瀬完君 八十七億というものは、これは今までの予算から増加されたところの予算額、制度ではありませうけれども、制度が定まつても、予算がなければ制度の運営ができませんけれども、予算が定まつた場合には、既存の制度というものは、今度は非常に性格が變つて来るといふことも考えられるわけですか。そうすれば予算額が變つた場合に、単位費用を要する必要があるわけば、或いは程度が變つた場合、単位費用を要えなければならぬといふ考えも、同等のものじやないかと思ひます。一方は便宜主義で行つて、一方は今度は一つの理論主義を進めて行くといふのは、矛盾があるのじやないか。

○政府委員(武岡重一君) これまでの単位費用の算定の考え方の中には、実は三本建といふやうな新しい一つの考へ方はないわけでありませう。新しい考へ方といふ一つの制度が行われるわけでありませうから一つの新しい要素として、そういう考へ方を取入れなければならぬわけでありませう。ただこの予算で以て五十億平衡交付金が増額になつてそれに伴つて先ほど御説明申し上げましたやうに、地方公務員の給与単価を財政計画に上乗せして行くといふのは、これは従来一千万円とか三千万円になるといふ程度のものじやないかと考えておる。一億六千万の程度にこの単位費用に織込むかといふのは、先ほど来申し上げておりますやうに、標準予算といふやうな考へ方で、目安でございませうので、全然新規のものが、なくなつたり起つたといふのは、これは違つたやうなふうに私も考えております。

○高橋進太郎君 どうでしょうか、平衡交付金はこの程度にして、もう少しこれは考へ方もあるのですから、整理して頂くこともあるかも知れませうから、この程度にして一つ町村合併の問題についての相談もありませんから、この程度でどうかと思ひますが……。

○委員長(内村清次君) それじや速記をとめて。

午後五時八分速記中止

午後六時四分速記開始

○委員長(内村清次君) 速記を始め

午後六時五分散会

八月四日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は六月二十五日)

一、地方税法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

昭和二十八年八月二十二日印刷

昭和二十八年八月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局